

# 経営業務管理責任者要件について

---

- 一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる建設業の特性を踏まえれば、適正経営の確保を図る観点から、許可要件上何らかの要件を求めること自体は必要。
- また、ペーパーカンパニーや不良不適格業者の排除等、実質的な機能も果たしているのが実態との指摘もある。



- 現行の経営業務管理責任者要件の基本的枠組自体は存置することとしてはどうか。
- 一方、企業全体の経営の安定性に対する建設業経営の影響度を踏まえ、例えば大規模の兼業企業については、経営業務管理者責任者の配置を他の要件で代替することも考えられるのではないか。

## 企業全体の経営の安定性に対する建設業経営の影響の比較

一般的な建設企業	<ul style="list-style-type: none"><li>○財務状況は比較的脆弱で、財務内容に加え、経営業務の適正を求める必要性が高い</li><li>○また、中小・零細の企業が多く、個人経営や家業等、経営者が経営全般に与える影響が大きい</li></ul>
大規模企業（専業）	<ul style="list-style-type: none"><li>○財務状況の健全性にかかわらず、企業全体の経営に占める建設業の比重が大きく、建設業の経営の適正を求める必要性が高い</li></ul>
大規模企業（兼業）	<ul style="list-style-type: none"><li>○経営に占める建設業の比重が小さく、建設業の経営の適正性が企業全体の経営に及ぼす影響度は小さい（企業全体の経営の安定性が認められれば、建設業経営の安定性を求める必要性が低い）</li><li>○また、企業統治が発達している大企業においては、個人が経営に及ぼす影響は相対的に小さく、経営業務管理責任者の要件で経営上の適正を担保する実効性が低い</li></ul>

○現行の制度趣旨は、建設業は一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる産業特性を有するため、適正経営の確保を図る目的

## 建設生産物の特性

- 長期間、不特定多数の者に使用される  
⇒ 国民生活、公共の利害に重大な影響
- 労務の調達等、施工に相応の資金の準備が必要
- 完成後も長期にわたって瑕疵担保責任が継続  
⇒ 施工段階、施工後における経営の安定性が必要

## 建設業の経営の特性

- 受注産業であり受注変動のリスクが不可避
- 施工力に比して過剰な受注や赤字受注のリスク
- 受注変動に応じた資金調達と債務返還が必要  
⇒ 受注請負産業として適正な経営管理が不可欠

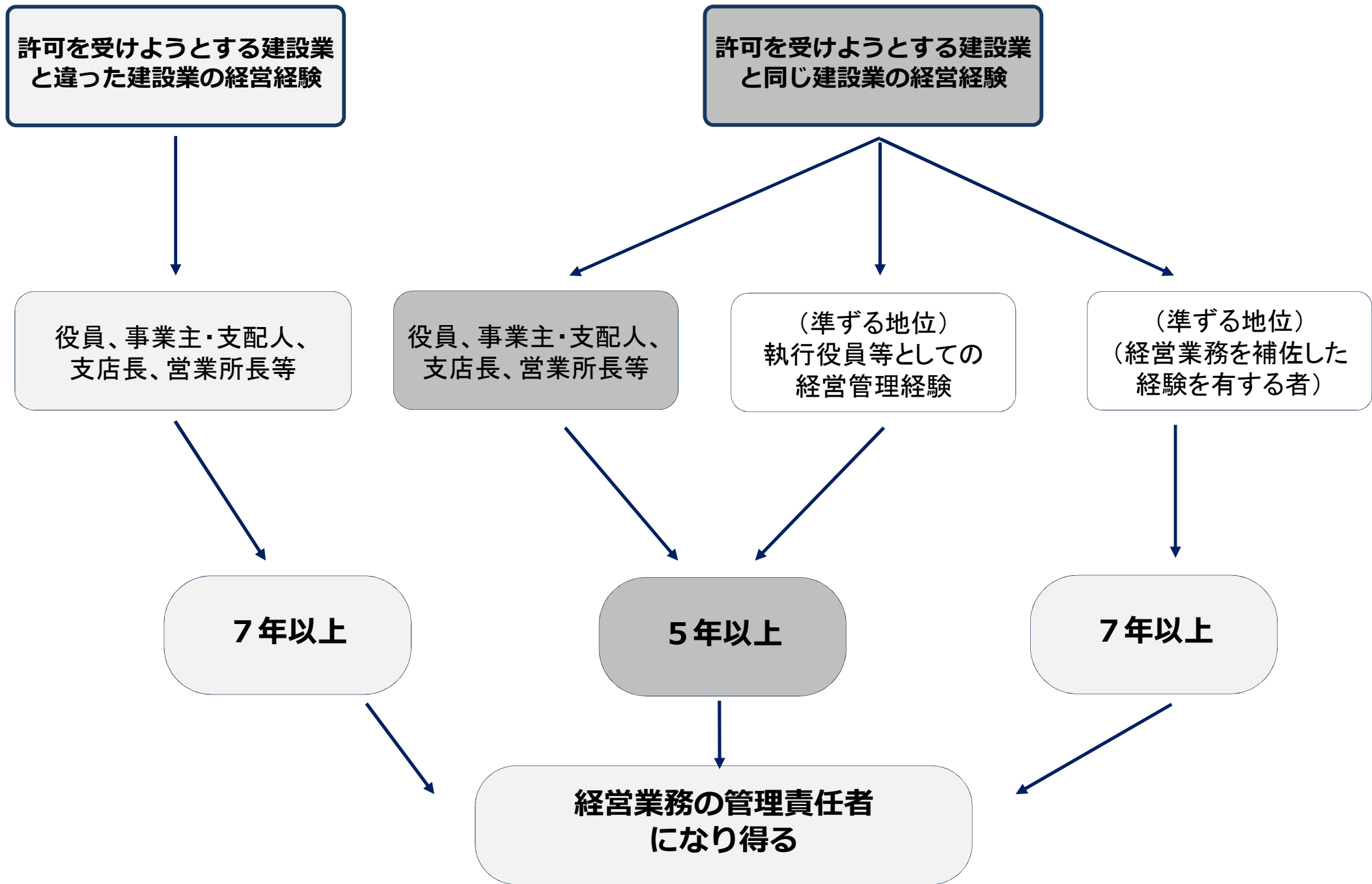
## 産業構造の特性

- 労働集約型で固定資産を要しないためペーパーカンパニーの参入が容易
- 一方、建設市場では右肩上がり的大幅な建設投資の増加が見込みにくい情勢  
⇒ 不良不適格業者による過度の価格競争、ダンピング受注によって不当な過当競争を招くリスク

## 建設業の適正な経営が必要

受注変動や資金調達に関するリスク等、建設業の経営の特性を踏まえれば、経営の管理に関する一定の人的要件を求めることが必要

<p>専業の 大手建設会社</p>	<p>○特に問題があると感じていない    ○どちらでも良い 等</p>
<p>地方建設会社</p>	<p>○<u>ペーパーカンパニーや不良不適格業者を排除するために経營業務管理責任者要件は不可欠</u>。不適格業者の参入を防ぐためにも安易に緩和すべきでない</p> <p>○建設業者の供給過剰、建設需要の拡大が多く望めない中、建設業許可の取得が容易になるため、不良不適格業者の参画を許すことにつながる。むしろ強化・厳格にすべき。</p> <p>○<u>現状では要件を満たす人材の確保は困難ではなく、制度自体は現行のままで良く緩める必要はない</u></p> <p>○他産業と比較して、人材不足や後継者問題もより厳しい環境にあるため、<u>経験年数5年以上を3年以上に緩和すべきとの声がある</u></p> <p>○経營業務管理責任者は申告制なので審査を適正にする必要がある</p>
<p>中小企業診断士 等</p>	<p>○地域の建設業の将来を見据えると、<u>経営者の経営能力が最も重要</u>。建設市場が拡大しない今後は一層重要。</p> <p>○地域の建設業においては家業が多くオーナーが経営に大きな影響力を有するため、その経営能力が重要。</p> <p>○要件が社内における人事上の制約となっている</p>
<p>兼業の 大手建設会社</p>	<p>○<u>求められる経営経験年数が長く、人材の確保が困難</u></p> <p>○中小企業に対しては要件としてふさわしいかも知れないが、内部統制システムが確立した大企業では経営の安定性が高く、当該要件は不要ではないか</p> <p>○経営能力を確保するためには、企業に対する要件として、建設業の経営年数、一定の資本規模等を課すことが望ましいのではないか</p>



# (参考) 企業の経営能力等を要件化している許可制度等の例

主体	許認可の種類	審査に当たっての確認事項
自動車ターミナル事業者 (自動車ターミナル法)	国土交通大臣による許可	①事業開始に要する資金の見積り、資金調達計画、供用開始後の事業収支の見積り等が適切か(運営の適切性) <b>②事業の経営主体が事業の運営に必要な資金調達能力、資力、経営能力等を有するか(能力の適確性)</b> 等 ※必要な資金総額や内訳並びに資金、事業の収支見積り等が記載された「事業計画書」を許可申請時に提出。
第一種社会福祉事業者 (社会福祉法)	都道府県知事による許可	①事業を經營するために必要な経済的基礎があるか ②事業の經營者が社会信望を有するか ③実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有するか 等 ※事業を經營する財源の調達及び管理方法、施設管理者の資産状況等は許可申請時に提出。
一般旅客定期航路事業者 (海上運送法)	国土交通大臣による許可	①創業に必要な資金の見積りが適切か、また、資金の内訳及び調達方法等の資金計画が合理的かつ確実か ②事業の遂行に関し責任の範囲が明確な組織・会社形態であるか <b>③定期航路事業者として知識・経験・法令遵守等に関する資質を有する者であるか</b> 等
信託会社 (信託業法)	内閣総理大臣による免許	①会社に定款及び業務方法書における具体的な業務執行方法等の規定が法令に適合し、また信託業務を適正に遂行するために十分で、委託者及び受益者が保護されると見込まれるか ②会社に業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎があるか(資本金の額、純資産額が1億円以上か 等) <b>③信託業務や管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者が確保されているか</b> <b>④経営者が信託業務を構成かつ的確に遂行できる十分な資質を有しているか</b> 等
銀行 (銀行法)	内閣総理大臣による免許	①会社に業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎があるか(資本金の額が20億円以上か 等) ②会社の当該業務に係る収支の見込みが良好であるか(事業開始後3事業年度を経過するまでに、一の事業年度の当期利益が見込まれる自己資本の状況が適当と見込まれるか 等) <b>③銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有している取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員を確保し、経営管理に係る体制に照らし、業務を的確、公正かつ効率的に遂行できるか</b> ④会社が十分な社会的信用を有するか 等